

## 貸付限度額および貸付条件一覧

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	利率	
更生資金	生業費	低所得世帯	2,800,000円以内	12月以内	7年以内	年 3%
		障害者世帯	4,600,000円以内	18月以内	9年以内	
	技能習得費 <sup>1</sup>	低所得世帯	1,100,000円以内	6ヶ月以内	8年以内	
		障害者世帯	1,300,000円以内			
福祉資金	福祉費		500,000円以内	6ヶ月以内	3年以内	年 3% (利子補助あり) <sup>2</sup>
	転宅費		500,000円以内			
	障害者自動車購入費		2,000,000円以内	6ヶ月以内	6年以内	
	障害者等福祉用具購入費		1,200,000円以内			
	中国残留邦人等 国民年金追納費		4,704,000円以内	6ヶ月以内	10年以内	
	福祉費(住宅)		2,500,000円以内	6ヶ月以内	7年以内	年 3%
修学資金	修学費	高校	月 35,000円以内 (3年間 1,260,000 円以内)	卒業後 6ヶ月以内	原則 10年以内 <sup>4</sup>	無利子
		高専・専門 短大	月 60,000円以内 (2年間 1,440,000 円以内)			
		大学	月 65,000円以内 (4年間 3,120,000 円以内)			
	就学支度費 <sup>3</sup>		500,000円以内			
療養・介護 等資金	療養費		1年以内 1,700,000 円以内 1年 6月内 2,300,000 円以内	6ヶ月以内	5年以内	無利子
	介護等費					
災害援護資金 <sup>5</sup>			1,500,000円以内	12月以内	7年以内	年 3% (利子補助あり) <sup>2</sup>
緊急小口資金			100,000円以内	2ヶ月以内	4ヶ月以内 <sup>6</sup>	年 3%

- 1 技能習得費は法令等で知識・技能を習得する期間を6月以上と定めている場合、3年の範囲内で月額15万円以内を上記金額に加算することが可能です。
- 2 福祉資金(住宅を除く)、災害援護資金の場合、償還期限内での返済については千葉県から利子補助が受けられます。
- 3 入学時であれば修学費と就学支度費の重複貸付が可能です。
- 4 原則10年以内ですが、事情により最大20年以内まで設定することが可能です。
- 5 災害援護資金は福祉費(住宅)との重複貸付が可能であり、この場合限度額は350万円以内となります。
- 6 5万円を超える場合の償還期間は8ヶ月以内です。